

【交付申請に必要な書類】

提出書類〈取得場所〉	新築住宅	中古住宅	増改築工事
多世代同居住宅取得等奨励金交付申請書（様式第1号） 〈市HP又は市企画課窓口〉	○	○	○
多世代同居住宅取得等奨励金調査書（様式第2号） 〈市HP又は市企画課窓口〉	○	○	○
誓約書兼同意書（様式第3号） 〈市HP又は市企画課窓口〉	○	○	○
親、子及び孫の関係を証明できる戸籍全部事項証明書 〈市市民課〉	○	○	○
多世代同居をする世帯員全員の住民票の写し〈市市民課〉 ※世帯主、続柄が記載されたもの ※コピー不可	○	○	○
子世帯又は孫世帯に属する者が1年以上継続して市外に居住していたことを証明できる戸籍の附票又は住民票除票の写し〈市市民課〉	○	○	○
登記事項証明書（全部事項証明書）〈法務局〉	○	○	—
新築住宅又は増改築工事の建築確認済証の写し	○	—	○
中古住宅の売買契約書の写し	—	○	—
増改築工事に係る領収書の写し	—	—	○
多世代同居に使用する全ての土地が記載された地番図 〈市課税課〉	○	○	○
多世代同居に使用する全ての住宅の付近の見取図（住宅地図等）	○	○	○
新築・中古住宅の現況写真	○	○	—
施工前・施行後の状態が確認できる写真	—	—	○
住宅の取得等の日が分かる書類の写し（登記事項証明書、増改築等工事証明書等）	○※2	○※3	○

※1 「若者・子育て世代住宅取得奨励金」に該当する場合は、同時に申請することができます。その際、同一書類については1通のみの提出で結構です。

※2・※3は登記事項証明書（全部事項証明書）で代用可。

※この奨励金の交付対象とならないことを理由に、一度発行した証明書類（戸籍全部事項証明書、住民票等）の手数料の払い戻しはいたしかねます。交付の条件等が不明の場合は、事前に御相談ください。

【問い合わせ先】

筑西市企画部企画課

スピカ本庁舎4階 7番窓口

電話：0296-24-2197

E-MAIL:kikaku@city.chikusei.lg.jp

多世代同居住宅取得等奨励金制度について

本市への移住・定住を促進し、子育て環境の向上及び高齢者が安心して暮らせる住環境実現のため、「多世代同居住宅取得等奨励金制度」を実施しています。

【制度の概要】

子世帯又は孫世帯の転入に伴う多世代同居（市内において親世帯及び子世帯又は孫世帯が同一敷地内又は隣接する敷地内に居住すること）をするために新築住宅・中古住宅の取得又は増改築を行った場合、次の条件が揃えば当該家屋の所有者に対して奨励金として20万円を交付します。

■条件1（対象となる住宅）…2ページ目のとおり

■条件2（奨励金の交付対象者）…3ページ目のとおり

※「若者・子育て世代住宅取得奨励金」の交付要件に合えば、そちらとの併用も可能です。

【制度の対象となる住宅】

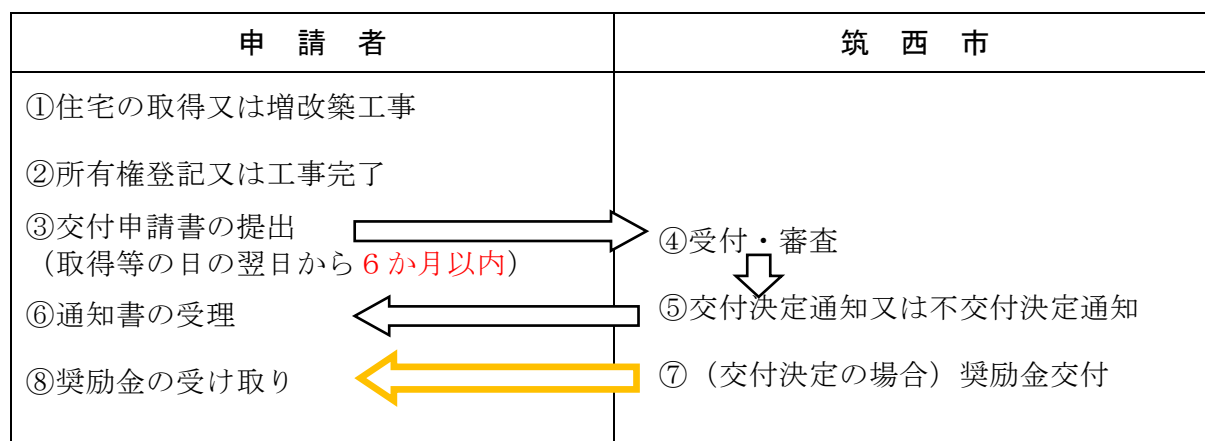
2021年3月31日までに所有権保存登記をした住宅

【申請から交付までの流れ】

申請期間は、対象住宅の取得等の日の翌日から起算して6か月以内です。

※ 住宅の取得等の日とは

- 新築住宅、中古住宅の取得：所有権保存登記又は所有権移転登記の受付年月日
- 増改築工事：当該増改築工事の完了の日



【対象となる住宅】 ※ 住宅の区分に応じ、いずれにも該当すること。

新築住宅

- 新築した住宅（建て替えを含む。）又は
建売住宅等（分譲マンション含む。）で、
建築後使用されたことがないもののうち、
登記事項証明書に記載された新築の日か
ら1年以内の住宅であること。
- 玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、
専ら自己の居住の用に供する住宅（延べ
床面積の2分の1以上を自己の居住の用
に供している併用住宅を含む。）である
こと。
- 多世代同居のために取得する住宅である
こと。
- 建築基準関係規定に適合している住宅で
あること。
- 居住の用に供する部分の延べ床面積が50
平方メートル以上であること。
- 家屋調査が行われた住宅であること。
- 過去にこの奨励金の対象となっていない
住宅であること。

中古住宅

- 建築後使用されたことがある住宅又は完成の日
から1年を超える住宅であること。
- 玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら
自己の居住の用に供する住宅（延べ床面積の2
分の1以上を自己の居住の用に供している併用
住宅を含む）であること。
- 多世代同居のために取得する住宅であること。
- 昭和56年6月1日以降の建築基準法の規定によ
る耐震基準を満たす住宅であること。
- 居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メ
ートル以上であること。
- 3親等以内の親族以外の者から購入した住宅。
- 中古住宅の家屋及び敷地の購入並びに居住する
ための修繕費用の総額が300万円以上である
こと。
- 交付を受けようとする者が、当該中古住宅につ
いて筑西市住宅リフォーム助成事業補助金等そ
の他本市で実施している他の同様の補助制度に
よる補助（筑西市若者・子育て世代住宅取得奨
励金を除く。）を受けていないこと。

増改築工事

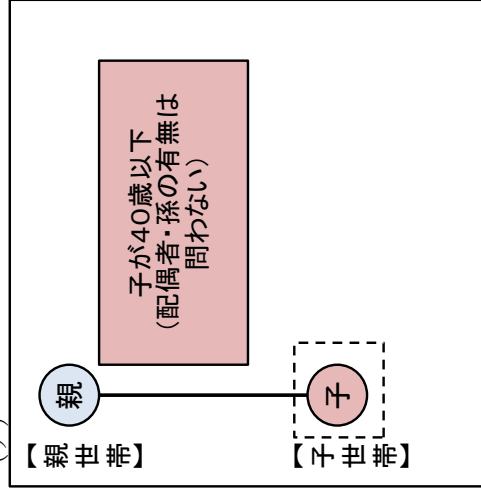
- 次に掲げる工事であること。
 - ・ 既存の住宅への増築
 - ・ 既存の住宅の一部改修
 - ・ 住宅の機能を向上させるための修
繕、補修、模様替え、器具等の取
替え等
- 多世代同居のために行う工事である
こと。
- 工事費用の額（消費税及び地方消費
税を除く。）が20万円以上であるこ
と。（併用住宅については、自己の
居住の用に供する部分の工事に限
る。）
- 交付を受けようとする者が、当該工
事に係る住宅について筑西市住宅リ
フォーム助成事業補助金等その他本
市で実施している他の同様の補助制
度による補助（筑西市若者・子育て
世代住宅取得奨励金を除く。）を
受けていないこと。

※ 対象住宅や対象工事が複数又は重複し
てある場合は、そのいずれか1つの住宅
に限り奨励金の対象となります。

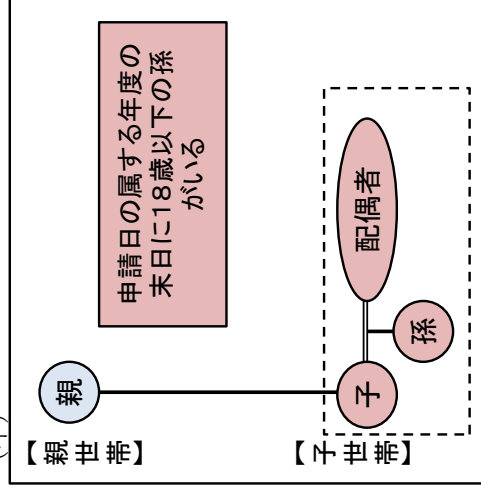
【交付対象者】 ※1～4のいずれにも該当すること。

- 1 対象住宅の2分の1以上の所有権を確認できる者であること。
- 2 多世代同居の世帯員全員が、奨励金の交付を受けた日から5年以上多世代同居をする意思を有していること。
- 3 申請日において子世帯又は孫世帯が次に該当し、かつ、本市への転入の日の翌日から起算して1年以内の間にあること。
 - (1) 市民でなくなった日から1年以上経過した後再び本市に転入している者の世帯であること。
 - (2) 市民であったことのない者の世帯で本市に転入しているものであること。
- 4 申請日において、次のいずれか、又は市長が特に必要と認める場合に該当すること。

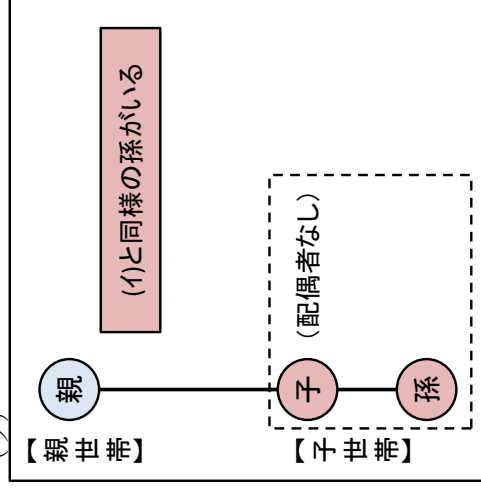
(ア) 「親世帯」と「子世帯」が同居する場合



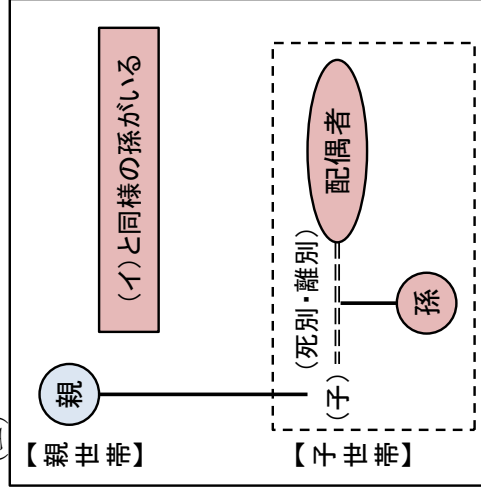
(イ)



(ウ)

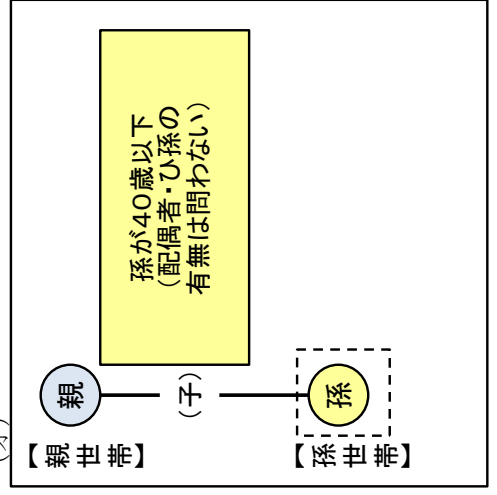


(エ)

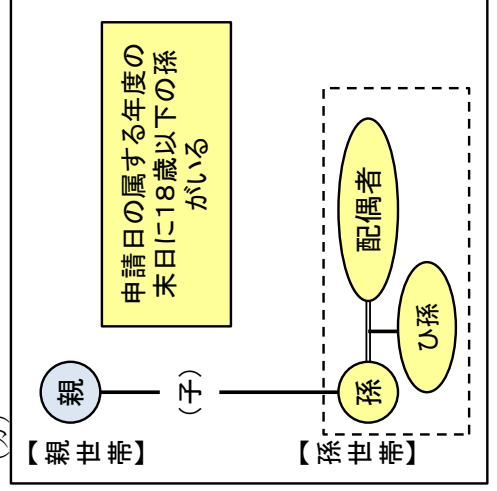


(2) 「親世帯」と「孫世帯」が同居する場合

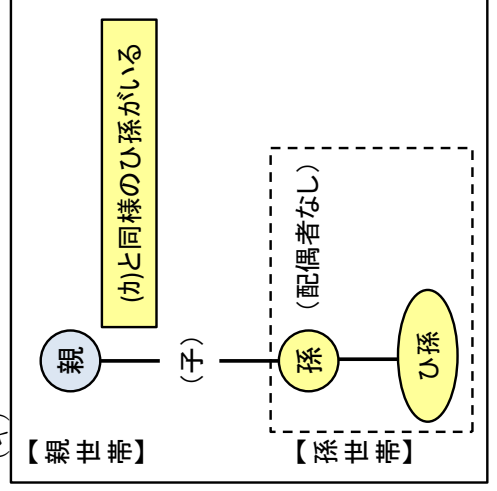
(オ)



(カ)



(キ)



(ク)

